

諮問日：平成28年2月18日（平成27年度（最情）諮問第24号）

答申日：平成28年6月3日（平成28年度（最情）答申第13号）

件名：裁判官昇給候補者名簿の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁の裁判官会議の配付資料として保管されている、直近の裁判官昇給候補者名簿」（以下「本件対象文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長がその一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書については、具体的な昇給候補者の氏名だけを抹消すれば、同期かつ同一の官職にある者が2人以上いる限り、人事事務担当者等の一部関係職員以外の者が特定の個人を識別することができないから、具体的な昇給候補者の氏名以外の情報は、原則として個人識別情報に該当しない。
- 2 行政機関の指定職俸給表の適用を受ける職員の場合、人事院ホームページに掲載されている「級別定数等に関する内閣総理大臣への意見」を見れば、どのポストについてどの号俸が適用されているか、ひいては、人事異動に伴い昇給した職員が誰であるかを完全に知ることができるところ、それによって指定職俸給表の適用を受ける職員の職務遂行に何らかの悪影響が生じているわけではない。そして、判事の場合、指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて報

酬以外の給与が支給されている（裁判官の報酬等に関する法律9条1項本文）ことからすれば、指定職俸給表の適用を受ける職員と同視できる。

また、任官後判事4号までは、長期病休等の特別な事情がない限り、昇給ペースに差が設けられていないことが裁判所ホームページで公表されている以上、本件対象文書が開示されたとしても判事補の職務遂行に何らかの悪影響が生じるとはいえない。

さらに、現実に昇給した昇給候補者に関する氏名、期別、俸給号報、官職名等の情報を開示するにすぎない場合、既に確定した人事なのであるから、不当な働き掛けがされる余地はない。

したがって、本件対象文書のうち、現実に昇給した昇給候補者に関する情報は、法5条6号ニに規定する情報には相当しない。

なお、一般国民にすぎない苦情申出人ですら、昇給ペースに差が設けられていない48期以降の裁判官に適用されている号報を推測できることからしても、本件対象文書は法5条6号ニに相当しない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件対象文書について、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている部分を不開示としたが、当該判断は妥当である。

##### 2 理由

原判断において一部不開示としたのは、裁判官昇給候補者名簿の標題部分を除いた部分であって、具体的な昇給候補者の氏名、期別、昇給号報、官職名等の情報である。

これらの情報は、昇給候補者ごとに一体として個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号イ、ロ及びハのいずれにも相当しない情報であり、取扱要綱記

第3の2による部分開示も相当でない。

また、これらの情報は、人事事務担当者等の一部関係職員以外には知られることのない性質のものであるところ、当該情報を公にすることにより、裁判官の職務遂行に無用の影響を与え、又は昇給候補者等、当該情報を知った者から不当な働き掛けがされるなどして、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書のうち、法5条6号ニにより一部を不開示とした判断にはしかるべき理由がある。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月1日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月1日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、最高裁判所裁判官会議の議事録に添付された平成27年10月1日付けの裁判官昇給候補者名簿で、最高裁判所事務総局人事局が作成したものであり、表紙のほか3枚から成るものである。

最高裁判所事務総長は、本件対象文書のうち、表紙以外の3枚について、最上部の「昇給号報」、「官職名」、「氏名」、「期別」、「備考」と記載された部分以外の部分全体（以下「本件不開示部分」という。）につき、個人識別情報及び公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、法

5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するとして、不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当しないとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分の結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報相当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報相当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、具体的な昇給候補者の氏名、期別、昇給号報、官職名等が記載されていることが認められるところ、これらの情報は、昇給候補者ごとに個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるから、これらの情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報であり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも相当せず、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当でない。

(2) また、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分に記載されている情報には、具体的に昇給する者の期別や昇給号報、その人数等の情報が含まれていることが認められるところ、そのような情報は、最高裁判所事務総長が説明するとおり、人事事務担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない性質のものであると推測される。そうすると、これらが公になると、当該情報を知った者から不当な働き掛けがされたり、裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたりすることがあり、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の説明も、十分首肯できるものである。したがって、これらの情報については、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、様々な主張をするが、いずれも上記判断を左右するものではない。

(3) したがって、本件不開示部分につき、取扱要綱記第2の2に基づき不開示としたことは、妥当である。

### 3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書につき、その一部に法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、同条1号又は6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人